

## ＊ ＊水道開始（開栓）にあたって＊ ＊

●水道開栓は契約行為です。約款に相当する「川西町水道事業給水条例」および「川西町水道事業給水条例施行規則」をよくご確認ください。了承の上開栓の届け出をお出してください。（条例及び施行規則は川西町HP上に掲載しております）

●水道開栓時、漏水や蛇口の開放の恐れがあるため原則立会いをお願いしております。

立会いが不可能な場合は、使用者様の責任において、配管・器具の破損や蛇口の開放がないか確認をしておいてください。なお、開栓時に漏水が疑われる場合、メーターボックス内（もしくは付近）にバルブがある場合は、バルブを閉めておきますので、水道をお使いになる際に使用者様で開けて確認してください。

●アパートや借家の場合、水抜きがされている場合がありますので、大家さんにご確認ください。

●冬期間の開栓の場合は、使用者様でメーターボックス及び止水栓の除雪をお願いいたします。また、検針が開始になる5月～11月についてはメーターボックスの上に物を置かず、周辺の環境を整美いただくようお願いいたします。

●水道料金の支払いについて、口座振替と納付書の2通りがあります。口座振替を希望される場合は指定の金融機関へお申し込みください（申請の翌月から振替になります）。納付書は15日に送付となります。金融機関またはコンビニエンスストアにてお支払いいただけますので期日まで納付ください。

水道料金未納が2か月分以上もしくは3万円以上になった場合は給水停止となります。

### 【指定金融機関名】

- ・山形銀行 ・山形おきたま農協 ・山形中央信用組合 ・米沢信用金庫 ・きらやか銀行
- ・東北労働金庫 ・ゆうちょ銀行

●開栓の手数料は1,100円（税込）です。役場内出納窓口もしくは下記金融機関の町内外支店にてお支払いください。

- ◆山形銀行 ◆山形おきたま農業協同組合 ◆山形中央信用組合 ◆米沢信用金庫

## § 水道中止（閉栓）にあたって §

● 検針期間を過ぎてからの中止（閉栓）については、翌月分の上下水道使用料も発生いたします。

（請求は1か月遅れの請求となります。また特に検針票等は発行されません。）

前期（大塚・犬川・中郡・吉島）の検針期間は前月15日から当月14日（閉栓20日届まで含む）

後期（小松・玉庭・東沢）の検針期間は前月25日から当月24日（閉栓31日届まで含む）

例 前期 令和3年4月分（3月15日から4月14日（20日）） 5月請求（5月口座振替）

後期 令和3年4月分（3月25日から4月24日（30日）） 5月請求（5月口座振替）

● 冬期間（12月から3月）は概算水量にて水道料金を請求しております。中止（閉栓）の際、精算となります。

● 冬期間に中止（閉栓）される場合は、止めた後水抜きを行い配管・器具類が凍結破損しないよう十分ご注意ください。

● 冬期間は、中止日までに使用者様でメーターボックス及び止水栓の除雪を済ませておいてください。

● 閉栓の手数料は1,100円（税込）です。役場内出納窓口もしくは下記金融機関の町内外支店にてお支払ください。

◆山形銀行 ◆山形おきたま農業協同組合 ◆山形中央信用組合 ◆米沢信用金庫

◎問い合わせ先 地域整備課上下水道グループ 42-6653